

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年8月5日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000017号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000002号

## 第1 結論

昭和63年11月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月から平成元年3月まで

私は、私と夫の保険料を一緒に納付していたが、請求期間は夫の保険料が納付済みと記録されているのに私の保険料は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は5か月と短期間である上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者期間については、請求期間を除き保険料の未納が無いことから、請求者の保険料に対する納付意識の高さがうかがえ、請求者は、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続を適正に行っていることから、国民年金に対する関心は高かったものと考えられる。

また、請求者は、自身及びその夫の保険料を一緒に納付していたとしているところ、請求者及びその夫に係るA市の国民年金被保険者カードの記載内容について、同市は、平成元年7月5日に請求者及びその夫それぞれに過年度分保険料の納付書を発行し、請求期間に係る請求者の夫の保険料を納付済みとして処理していた旨回答していることから、請求者が夫の保険料を納付しながら、自らの保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000022号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000023号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年3月31日から平成5年4月1日に訂正し、平成4年3月から同年9月までの標準報酬月額を18万円、同年10月から平成5年3月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成4年3月31日から平成5年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月31日から平成5年4月1日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成4年3月31日とされているが、その後も継続して勤務し、給与から社会保険料も控除されていたと思うので、平成5年4月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の平成5年4月1日付けで、平成4年の定時決定の記録を取り消し、平成4年3月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、請求者と同様に、平成5年4月1日付けで平成4年の定時決定の記録を取り消し、平成4年3月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われている者が多数確認できる。

さらに、請求者及び複数の同僚は、請求期間当時、A社では給与の遅配及び未払いがあり、経営状態が悪かった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年3月31日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、当該喪失処理を行った平成5年4月1日とすることが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における上記喪失処理前の厚生年金保険被保険者記録から、平成4年3月から同年9月までは18万円、同年10月から平成5年3月までは32万円とすることが妥当である。